

佐倉市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○佐倉市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和42年3月25日条例第9号</p>	<p>○佐倉市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和42年3月25日条例第9号</p>
<p>改正</p> <p>昭和43年12月25日条例第50号 昭和46年4月11日条例第31号 昭和48年3月31日条例第21号 昭和57年1月26日条例第1号 平成元年12月22日条例第37号 平成14年12月27日条例第44号 平成24年3月26日条例第16号 平成25年10月1日横書き施行 平成25年12月24日条例第44号 平成26年3月27日条例第12号</p>	<p>改正</p> <p>昭和43年12月25日条例第50号 昭和46年4月11日条例第31号 昭和48年3月31日条例第21号 昭和57年1月26日条例第1号 平成元年12月22日条例第37号 平成14年12月27日条例第44号 平成24年3月26日条例第16号 平成25年10月1日横書き施行 平成25年12月24日条例第44号 平成26年3月27日条例第12号</p>
<p>佐倉市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</p>	<p>佐倉市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</p>
<p>(水道事業及び下水道事業の設置)</p>	<p>(水道事業及び下水道事業の設置)</p>
<p>第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業を設置する。 2 下水を排除し、又は処理するため、下水道事業を設置する。</p>	<p>第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業を設置する。 2 下水を排除し、又は処理するため、下水道事業を設置する。</p>
<p>(法の全部適用)</p>	<p>(法の全部適用)</p>
<p>第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。</p>	<p>第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。</p>
<p>第3条 水道事業及び下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに</p>	<p>第3条 水道事業及び下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに</p>

改正後	改正前
<p>公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の給水区域は、佐倉市の区域内とする。</p> <p>3 水道事業の給水人口は、196,000人とする。</p> <p>4 水道事業の1日最大給水量は、84,500立方メートルとする。</p> <p>5 下水道事業の排水区域面積は、4,785.7ヘクタールとする。</p> <p>6 下水道事業の排水人口は、186,800人とする。</p>	<p>公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の給水区域は、佐倉市の区域内とする。</p> <p>3 水道事業の給水人口は、196,000人とする。</p> <p>4 水道事業の1日最大給水量は、84,500立方メートルとする。</p> <p>5 下水道事業の排水区域面積は、4,785.7ヘクタールとする。</p> <p>6 下水道事業の排水人口は、186,800人とする。</p>
<p>(組織)</p>	<p>(組織)</p>
<p>第4条 法第7条ただし書の規定により、水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）を通じて管理者1人を置く。</p> <p>2 前項の管理者は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）とする。</p> <p>3 法第14条の規定により、管理者の権限に属する事務を処理させるため、上下水道部を置く。</p>	<p>第4条 法第7条ただし書の規定により、水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）を通じて管理者1人を置く。</p> <p>2 前項の管理者は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）とする。</p> <p>3 法第14条の規定により、管理者の権限に属する事務を処理させるため、上下水道部を置く。</p>
<p>(利益の処分)</p>	<p>(利益の処分)</p>
<p>第5条 法第32条第2項の規定による毎事業年度生じた利益の処分（<u>以下この条において「利益の処分」という。</u>）は、<u>法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金を埋めた後の残額のうち、次の額に相当する額の合算額を超えない範囲で資本金に組み入れるものとする。</u></p>	<p>第5条 法第32条第2項の規定による毎事業年度生じた利益の処分（<u>第3項において「利益の処分」という。</u>）は、<u>次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める方法により行うものとする。</u></p>
<p><u>(1) 減債積立金又は建設改良積立金を使用した場合における当該使用した額</u></p> <p><u>(2) 地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第21条第2項</u></p>	<p><u>(1) 事業年度末日において企業債（法第22条に規定する企業債をいう。以下同じ。）を有する場合 法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金を埋めた後の残額（以下「欠損金補てん残額」という。）の20分の1を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が欠損金補てん残額の20分の1に満たないときは、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てる方法</u></p> <p><u>(2) 事業年度末日において企業債を有しない場合及び前号の規定により</u></p>

改正後	改正前
<p><u>後段の規定により営業外収益として整理した額</u></p>	<p><u>企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合 欠損金補てん残額の20分の1を下らない金額（当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達しているときは、欠損金補てん残額の20分の1から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額）を利益積立金として積み立てる方法</u></p>
<p>2 管理者は、前項の規定による資本金への利益の組入れの結果、なお残額（以下「補填残額」という。）があるときは、次の各号に掲げる場合に <u>応じ、当該各号に定める方法により利益の処分を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 事業年度末日において企業債（法第22条に規定する企業債をいう。以下同じ。）を有する場合 補填残額の20分の1を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が補填残額の20分の1に満たないときは、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てる方法</u></p> <p><u>(2) 事業年度末日において企業債を有しない場合及び前号の規定により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合 補填残額の20分の1を下らない金額（当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達しているときは、補填残額の20分の1から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額）を利益積立金として積み立てる方法</u></p>	
<p>3 前項第1号の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額があるときは、同項第2号の規定に該当する場合を除き、その残額の全部又は一部を利益積立金として積み立てることができる。</p>	<p>2 前項第1号の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額があるときは、同項第2号の規定に該当する場合を除き、その残額の全部又は一部を利益積立金として積み立てることができる。</p>
<p>4 <u>前3項</u>の規定による場合を除くほか、利益の処分は、議会の議決を経て行うものとする。</p>	<p>3 <u>前2項</u>の規定による場合を除くほか、利益の処分は、議会の議決を経て行うものとする。</p>
<p>5 <u>第2項及び第3項</u>の規定により積み立てた積立金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める目的のため使用するものとする。</p> <p>(1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的</p> <p>(2) 利益積立金 欠損金を埋める目的</p>	<p>4 <u>第1項及び第2項</u>の規定により積み立てた積立金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める目的のため使用するものとする。</p> <p>(1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的</p> <p>(2) 利益積立金 欠損金を埋める目的</p>

改正後	改正前
<p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格)が2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。</p>	<p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格)が2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。</p>
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>
<p>(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)</p> <p>第8条 上下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が500万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。</p>	<p>(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)</p> <p>第8条 上下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が500万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。</p>
<p>(業務状況説明書類の提出)</p> <p>第9条 管理者は、上下水道事業に関し法第40条の2第1項の規定に基づき毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を10月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を4月30日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の業務状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに10月30日までに作成する書類において前事業年度の決算の状況を、4月30日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p>	<p>(業務状況説明書類の提出)</p> <p>第9条 管理者は、上下水道事業に関し法第40条の2第1項の規定に基づき毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を10月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を4月30日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の業務状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに10月30日までに作成する書類において前事業年度の決算の状況を、4月30日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 事業の概況 (2) 経理の状況 (3) 前2号に掲げるもののほか、上下水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項</p> <p>3 天災その他やむを得ない事故により第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを市長に提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(施行年度における利益処分の特例)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の佐倉市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第5条の規定にかかわらず、地方公営企業法施行規則等の一部を改正する政令（平成24年総務省令第6号）附則第6条第4項の規定により発生した未処分利益剰余金は、その全額を資本金に組み入れるものとする。</u></p>	<p>(1) 事業の概況 (2) 経理の状況 (3) 前2号に掲げるもののほか、上下水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項</p> <p>3 天災その他やむを得ない事故により第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを市長に提出しなければならない。</p>